

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月27日
【四半期会計期間】	第12期第2四半期(自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)
【会社名】	株式会社ECI
【英訳名】	ECI, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 鈴木 幹雄
【本店の所在の場所】	東京都目黒区青葉台4-7-7青葉台ヒルズ3F
【電話番号】	03(5452)0662
【事務連絡者氏名】	経理部長 田辺 信親
【最寄りの連絡場所】	神奈川県川崎市幸区堀川町580-16 川崎テックセンタービル1F
【電話番号】	044(201)8461
【事務連絡者氏名】	経理部長 田辺 信親
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成23年1月14日に提出いたしました第12期第2四半期報告書（自平成22年9月1日至平成22年11月30日）の注記事項の一部に記載漏れがありましたので、これを訂正するために金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

当該訂正の原因となった本社社屋の賃貸借契約の解除の事実等については、第2四半期レビューにおいて当社の会計監査人である監査法人元和からの質問等に対して当該事実を告知しておりませんでした。平成23年6月に当該事実を告知をし、監査法人元和と対応を協議した結果、四半期報告書の訂正を行うことといたしました。

また、訂正後の四半期連結財務諸表について監査法人元和より再度四半期レビューを受け、その四半期レビュー報告書を添付しております。

2 【訂正事項】

第一部 【企業情報】

第5 【経理の状況】

（重要な後発事象）

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

（省略）

第5 【経理の状況】

（重要な後発事象）

（訂正前）

該当事項はありません。

（訂正後）

当社は、2010年12月3日付で、家賃及び共益費の滞納により、住友不動産株式会社から賃借している本社社屋（東京都目黒区青葉台4-7-7青葉台ヒルズ3F）の賃貸借契約を解除されました。

当社は、家賃及び共益費の滞納分を早期に支払うことにより、賃貸借契約の解除を撤回及び本社社屋の継続使用を図れるよう協議中ではありますが、今後の協議の進展如何では違約金62,192千円及びその他の損害金、さらに本社社屋を退去することになった場合には原状回復費用等が発生するおそれがあります。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年6月24日

株式会社ECI

取締役会 御中

監 査 法 人 元 和

指定社員
業務執行社員

公認会計士

塩 野 治 夫

指定社員
業務執行社員

公認会計士

臼 井 聡

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ECIの平成22年6月1日から平成23年5月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成22年6月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ECI及び連結子会社の平成22年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1．四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期連結財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の四半期連結財務諸表について四半期レビューを行った。

2．継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、当第2四半期連結会計期間において、175,824千円の四半期純損失ならびに82,677千円の営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しており、その結果、当第2四半期連結会計期間末において149,056千円の債務超過になっている。当該状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

3．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2010年12月3日付で本社社屋の賃貸借契約を解除されており、今後の協議の進展如何では違約金62,192千円及びその他の損害金、さらに本社社屋を退去することとなった場合には原状回復費用等が発生するおそれがある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。